

上市町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度により上市町（以下「町」という。）に寄附された町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めた商品及びサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の募集及び決定並びに返礼品の取扱い及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者の登録要件)

第2条 返礼品提供事業者に登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同じ。）を行っている法人、その他団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、町をPRしていると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 町税等に未納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 上市町個人情報保護条例（平成16年上市町条例第1号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

(返礼品の取扱い)

第3条 返礼品提供事業者が取扱うことができる返礼品は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のアからキのいずれかの要件に該当するものであること。
 - ア 町内で生産されたものであること。
 - イ 原材料の主要な部分が町内で生産されたものであること。
 - ウ 町内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものであること。
 - エ 町内で生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - オ 町のPRを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等であること。
 - カ アからオに該当する商品と、その商品に関連する商品とを組み合わせたもの（組み合わせた商品のうち、アからオに該当する商品が主要な部分を占めているものに限る。）。
 - キ 町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、役務の主要な部分が町に関連するものであること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節又は収穫時期によって提供が限定的になる場合は、提供可能期間において安定供給が見込めるものであること。

(申請)

第4条 返礼品提供事業者の登録を希望する者は、上市町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営む事業者に限る。）

(2) その他町長が必要と認める書類

（返礼品提供事業者の登録）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、登録の可否について、上市町ふるさと納税返礼品提供事業者登録通知書（様式第2号）により通知する。

（返礼品提供事業者の登録取消）

第6条 町長は、登録された返礼品提供事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該登録を取消することができる。この場合において、当該返礼品提供事業者に対し、上市町ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 第2条に規定する要件に適合しなくなったと認める場合

(2) 提出書類に虚偽があったと認める場合

(3) 町に損害を及ぼす行為があった場合

2 前項の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が返礼品の提供をとりやめた場合は、通知書を送付せず、当該登録を取消することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。